

**令和3年度静岡県立浜松技術専門校離職者等再就職支援事業
企画提案競技（その3）募集要項**

1 趣 旨

静岡県立浜松技術専門校離職者等再就職支援事業企画提案競技（以下「企画提案競技」という。）実施要領第3条第4項に定める募集の方法については、「静岡県財務規則」（昭和39年静岡県規則第13号）その他関係法令に定めるもののほか、この募集要項によるものとします。

2 募集する企画の概要

(1) 業務名：令和3年度静岡県立浜松技術専門校離職者等再就職支援事業
公募型訓練業務委託（その3）

(2) 提案対象とする訓練

次のいずれかに該当する訓練とします。

なお、訓練に関する事項（時期、委託料等）の詳細は、令和3年度静岡県立浜松技術専門校離職者等再就職支援事業企画提案競技（その3）仕様書（以下「仕様書」という。）に定めます。

訓練番号	訓練科名	内容
1	オフィス・ビジネス科 (静岡県西部地区 HW 管内)	若年者（おおむね35歳以下の方）を優先訓練対象者としたコースで、パソコン技能（Word・Excel・他）初級レベルの習得を主とした訓練 (3か月×1コース)
2	オフィス・簿記科 (磐田・掛川 HW 管内)	パソコン技能（Word・Excel・他）中級レベルの習得と簿記3級の資格取得を主とした訓練 (3か月×1コース)
3	簿記科 (浜松・浜北・細江 HW 管内)	会計事務に係る技能の上級レベル（簿記2級他）の習得を主とした訓練 (4か月×1コース)
4	(定住外国人)販売サービス科 (静岡県西部地区 HW 管内)	定住外国人向けの、販売やサービス等に就職するための知識や技能の習得を主とした訓練 (3か月×1コース)

※静岡県西部地区ハローワーク管内とは、浜松、浜北、細江、磐田、掛川ハローワーク管内とする。

3 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (5) 令和 3 年度静岡県立浜松技術専門校離職者等再就職支援事業企画提案競技（その 3）参加申請書（以下「申請書」という。）の提出時点において、国又は地方公共団体との契約に関して入札参加停止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 静岡県内に訓練実施事業所となる本社、営業所などを有していること。
- (7) 最近 1 か年において、都道府県税（法人事業者は法人事業税及び法人都道府県民税、個人事業者は個人事業税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) 「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」（平成 23 年策定）を活用した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を受講した者で、企画提案競技参加申請書提出期限（令和 3 年 9 月 28 日）から訓練終了日の 3 か月後までの期間において有効な受講証明書を有する者が在籍していること又は ISO 29990（非公式教育・訓練における学習サービスサー

ビス事業者向け基本的要求事項）（2018年12月廃止、認証から3年間有効）を取得していること。

- (9) その他訓練ごとに定める仕様書の要件に適合した者であること。

4 応募方法

以下の書類を提出してください。

なお、期限までに書類を提出しない場合又は書類に不備がある場合は受理しません。

(1) 提出書類及び提出部数

各仕様書に定めるとおりです。（各仕様書に定める提出書類を、以下「企画書」という。）

(2) 提出方法 持参又は郵送（書留）

(3) 提出期限

令和3年9月28日（火）午後4時必着

(4) 提案件数 募集訓練ごと、申請者につき1件

(5) 無効とする企画書

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

ア 参加資格要件を満たさない者が提案する企画書

イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する企画書

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない企画書

エ 提案する訓練コース数が要件を満たさない企画書

オ その他仕様書に定める要件を満たさないもの

(6) 留意事項

ア 企画書を提出した後に辞退をする場合は、速やかに「辞退届」（様式任意）を提出してください。

イ 提出された企画書について、静岡県立浜松技術専門校訓練課（以下「浜松技術専門校」という。）から質問をすることがあります。また、追加で資料を求めることがあります。

ウ 企画書の再提出は、提出期間内に限り認めます。

エ 参加申請者は、法人の場合は本社・本店の代表者、個人の場合は営業主の方となります。ただし、支店等が委任を受けて職業訓練業務の委託について県と契約できる場合は、委任を受けた支店等が参加を申請できます。

(7) 書類の配布場所

静岡県立浜松技術専門校ホームページ

www.hamamatsu-tech.ac.jp

なお、各仕様書及び様式も、上記のサイトで配布します。

(8) 書類の提出先

〒435-0056 浜松市東区小池町 2444-1

静岡県立浜松技術専門校 訓練課社会人教育班

電話番号：053-462-5602 FAX 番号：053-462-5604

E-mail: hamamatsutc_kyomu@pref.shizuoka.lg.jp

5 説明会

企画提案競技に係る説明会を開催します。なお、説明会への参加は応募への必須条件ではありません。

(1) 日 時：令和3年9月17日（金）午後2時～午後4時

(2) 場 所：静岡県立浜松技術専門校（浜松市東区小池町 2444-1）

(3) 内 容：参加資格、公募訓練の概要、スケジュール等の説明、質疑

(4) 申 込：令和3年9月15日（水）午後4時までに、別添1を記入の上、FAX又は電子メールにより上記4(8)に申し込んでください。（最大2名（※）まで参加可能）

(5) その他：参加希望者は、事前に本募集要項、仕様書、様式及び記載要領を入手の上、当日御持参ください。

※参加人数が多数となった場合、参加者の調整を行うことがあります。

6 企画提案競技に関する質疑及び回答

競技に関する質疑がある場合は、以下のとおり受け付け、回答をします。

(1) 提出方法

質疑は、別添2の質問票に、質疑内容、事業所名、担当者名、連絡先（電話・メール）を記入の上、FAX又は電子メールにより送信してください。

(2) 提出先 上記4(8)に同じ

(3) 質疑受付期間

令和3年9月10日（金）から令和3年9月21日（火）午後4時

(4) 質疑の回答

回答は、4(7)に示すホームページに掲載します。

7 審査の方法

提出された企画書は、離職者等再就職支援事業業務委託先選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査し、優秀企画書を選定します。

審査は、企画書等に基づく書面審査及びプレゼンテーションにより行います。

(1) 書面審査

審査期間：令和3年9月下旬から10月中旬

※審査委員からの質問を技術専門校から照会をすることがあります。また、追加で資料を求めることがあります。

(2) プレゼンテーション

ア 実施日：令和3年10月22日(金)

イ 場所：静岡県立浜松技術専門校(浜松市東区小池町2444-1)

ウ 説明内容：様式第6号、様式第7号及び様式第10号に基づき、訓練の就職に対する有効性の観点から、目標とする人材像及び資格の利点、カリキュラムと指導方法の特徴、就業に対しての具体的な支援内容について説明してください。

エ 説明時間：説明10分以内、質疑10分

オ 説明者：2名以内

カ その他

(ア) プレゼンテーションに係る通知は、次の日までに行います。また、事前に行なう書面審査で、訓練科ごとにプレゼンテーションの実施を不要と判断する場合があります。その場合も応募者に通知します。

令和3年10月12日(火)

(イ) プレゼンテーションは、応募時に提出した様式第6号、様式第7号及び様式第10号による説明としますが、新たにプレゼンテーション用資料(パワーポイント等でPCを使用するものを除く)を追加し説明することは妨げません。

8 主な審査のポイント

(1) 離職者訓練

項目		主な留意点	配点
提案企画の優良性	① 目標とする人材像	○ 職業訓練として魅力ある訓練か ・ 企業から求められる人材を育てるものとなっているか ・ 求職者から見て就職に繋がるものとなっているか ○ 訓練対象者を分析したものとなっているか ・ 受講者の条件、レベルが適切か	5
	② カリキュラム	○ 目標に到達するカリキュラムとなっているか ○ カリキュラムがバランスよく構成されているか ・ 訓練期間と比して適切か ・ 実技を取り入れ、受講生にとって習得しやすいものとなっているか	10

	③	就職率	○ 対象とする訓練として知識・技能を習得し、高い就職率を目指す訓練と認められるか ・ 過去訓練の状況 ・ 訓練機関における資格合格率 ・ 就職を見込める職種	5
	④	企画提案の整合性	・ 提案内容と申請書類の整合がとれているか	5
企画の実効性 ・ 実行力	⑤	会場の状態、環境	○ 受講生にとって最適な会場か ・ 交通の便、余裕のある面積、実技の会場 ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策 ・ トイレ、休憩所等の受講生が利用するスペース 等	5
	⑥	訓練の質	○ 訓練に求められる要件を満たしているか ・ メイン講師の経歴 ・ 実技における指導者の配置状況、受講生のフォロー体制 ・ 外国人訓練の受講生に対するフォローの体制及び内容 ・ 「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を受講し「民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質の向上のための自己診断表」を作成しているか ・ 公的職業訓練に関するサービスガイドライン適合事業所認定を取得しているか	10
	⑦	就職支援体制	○ 十分な支援が期待できるか ・ 就職に繋げる支援策を持っているか(就職先情報、ネットワーク等) ・ 就職支援責任者、担当者の経験	10
	⑧	訓練の実行力	○ 訓練対象者への周知、情報提供が期待できるか ・ 訓練のPR方法、訓練の募集情報の提供先 等 ○ 受講者が何名から開講できるか ○ 就職状況報告書の回収率 ○ 訓練を円滑に実施できるか ・ 過去に実施した訓練の状況及び評価	5
	⑨	経費見積の妥当性	・ 事業内容に見合っており、かつ費用対効果が高い経費見積もりとなっているか	5

9 選定

優秀企画書の選定数及び通知は次のとおりです。

- (1) 選定数：各訓練番号に対し1とする。ただし、審査結果によっては、採用企画数が予定数に満たないこともあります。
- (2) 結果通知：企画提案競技の参加者全てに書面で通知します。
- (3) 通知時期：令和3年10月27日(水)（発送日）

10 失格条項

次に該当した場合は、提案は無効とします。

- (1) 企画書が提出期限までに提出されない場合
- (2) 企画書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 企画書に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 審査委員又は関係者に選定に対する援助を直接的、間接的に求めた場合

11 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは次のとおりとします。

- (1) 提出書類は非公開とし、返却はしません。「辞退届」の提出があった場合も、既に提出された書類は返却しません。
- (2) 企画書は、審査・選定に必要な範囲において複製することがあります。
- (3) 企画書の著作権は、応募者に帰属します。ただし、県は、企画提案競技選定結果の公表に必要な場合、その他県が必要と認める場合は、企画書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- (4) 優秀企画書を本業務の原案とするが、優秀企画書提出者と協議の上、その一部を変更することがあります。

12 経費

企画提案競技の参加に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

13 その他

- (1) 企画提案競技において知り得た秘密を、他に漏らすことは固く禁じます。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 国の委託訓練実施要領の改正により仕様書の内容が変更となる場合があります。

【問合せ先】 静岡県立浜松技術専門校訓練課社会人教育班

〒435-0056 浜松市東区小池町 2444-1

電話番号 053-462-5602 F A X 053-462-5604

Eメール hamamatsutc_kyomu@pref.shizuoka.lg.jp